

## 浜松市防災学習センターに係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この基準は、浜松市防災学習センター条例（平成30年浜松市条例第27号。（以下「条例」という。））に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び浜松市防災学習センター条例施行規則（平成30年浜松市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (利用許可の申請に係る審査基準)

第3条 規則第3条第2項ただし書きに規定する「指定管理者が特に必要があると認めるとき」とは、次の場合をいう。

- (1) 浜松市が主催又は共催する事業
- (2) 指定管理者が主催又は共催する事業
- (3) 地方公共団体又は官公庁等が主催する事業
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

### (利用の許可に係る審査基準)

第4条 条例第8条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 条例第7条及び第9条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第9条第1項に規定する「政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 特定の政党又は候補者の利害に関する事業を実施する場合。ただし、市民の政治的教養に資するものであり、公平を欠くものでない場合は、これに該当しない。
- (2) 宗教上の組織又は団体の活動を行う場合
- (3) 特定の宗教上の組織又は団体を支持又は支援する事業を行う場合

3 条例第9条第2項に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 浜松市防災学習センター（以下「センター」という。）で集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

4 条例第9条第3項に規定する「集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。

5 条例第9条第5号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合

(2) 第3項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

(3) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の整備の機能等に支障を生じると認める場合

(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

(5) 条例第4条に規定する開館時間以外の時間又は条例第5条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

（営業活動等の利用に係る利用料金の審査基準）

第5条 条例別表1施設の備考の3の「その他の営業活動」とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 利用者が、商品の直接販売を行う場合

(2) 利用者が、直接販売はしないが、商品説明、展示、受注、試食、実演を行う場合

(3) 利用者が、入場料（資料代、材料費の実費などを除く）を徴収する場合

(4) 利用者のうち企業及び講師個人が、参加者からの会費や他者から金銭を徴収する等して説明会、セミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合

(5) 利用者が、有料会員の募集を目的とした説明会、セミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合

(6) 利用者が、商業目的で、写真、映画、テレビの撮影を行う場合

（利用料金の後納に係る審査基準）

第6条 条例第10条第1項に規定する「指定管理者が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 国又は地方公共団体が利用料金を納付する場合

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用料金の還付に係る審査基準）

第7条 規則第9条第1項第1号に規定する場合は、全額を還付する。

2 規則第9条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 施設及び設備の損壊等、センターのやむを得ない事情により施設の利用ができない場合
- (2) 天災、事故その他の不可抗力により、センターの施設の利用が困難となった場合（利用許可の取消しに係る処分基準）

第8条 条例第14条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

1 条例第14条第1号	-
(1) 条例第10条第1項の規定に違反して利用料金を納付しない場合	許可の取消し
(2) 条例第13条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(3) 規則第10条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-
ア 規則第10条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第10条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第10条第3号の規定に違反したとき。	利用の停止
エ 規則第10条第4号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
オ 規則第10条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第11条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第8条の規定による許可を受け、又は条例第11条の規定による利用料金の減免を受けた場合	許可の取消し
2 条例第14条第2号	-
(1) 第4条第2項第1号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(2) 第4条第2項第2号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止

(3) 第4条第2項第3号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(4) 第4条第3項第1号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(5) 第4条第3項第2号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(6) 第4条第4項に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(7) 第4条第5項第1号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(8) 第4条第5項第2号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(9) 利用前において第4条第5項第3号に該当することが明らかになった場合	許可の取消し又は利用条件の変更
(10) 利用前において第4条第5項第4号に該当することが明らかになった場合	
(11) 利用前において第4条第5項第5号に該当することが明らかになった場合	
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成34年3月31日までの間におけるこの要綱の規定の適用については、要綱の規定中の「利用料金」は、それぞれ「使用料」とする。